

# 神功皇后伝承——神功皇后と土蜘蛛・羽白熊鷺——

吉田修作

## 序 神功皇后伝承生成の三段階

記紀・風土記によれば、神功皇后は北部九州の逆賊を征討し、更に海を越えて新羅に出兵し、帰国後、応神天皇を生んだと記されているが、それは歴史的には虚構とされ、神功皇后のある面のモデルには齊明天皇や卑弥呼などが考えられている。つまり、神功皇后とそれに対する逆賊伝承には、特に六世紀から七世紀の北部九州を中心とした日本や朝鮮半島の情勢が反映されている。これが神功皇后伝承生成の第一段階である。その後、八世紀から九世紀に、神功皇后と応神天皇の伝承は、八幡信仰と結びついて神社縁起の中で新たな生成を遂げ、中央にもたらされて勢力を拡大していった。更に、鎌倉時代には武運長久の思想の基に、元寇の際には、古代に新羅を征討したという対外的守護神として信仰の対象ともなった。これが神功皇后伝承生成の第二段階である。続いて、江戸時代の国学の隆盛期には、地方において古代の文献を調査し、土地の伝説と対照するという気運が生まれ、北部九州においても「筑前続風土記」などが記述された。ここにおいて、古代の伝承と土地の伝説が結びつくという、神功皇后伝承の新たな展開がなされた。これが神功皇后伝承の第三段階である。現在、北部九州各地で語られている神功皇后

伝承には、そのような三段階のものが混在していることを、まず念頭に入れておく必要がある。

その上で、本稿においては、特に朝廷の逆賊とされた「土蜘蛛」や「羽白熊鷺」に焦点を当てて、北部九州地域から見た神功皇后伝承を考えていきたい。

## 一 第一段階の神功皇后伝承

記紀によつて神功皇后の出自を見てみると、その母が葛城之高額比売で、応神記によつてその祖先をずっと辿ると、アメノヒボコに至り付く。応神記に従うと、アメノヒボコは新羅の国王の子で、妻を追つて難波まで來たが、入れずに但馬に至つてそこに留まり子孫を残した、その子孫の一人が神功皇后の母となつたとある。勿論この話は神話的なものだが、ただ、古事記の話の流れから言えば、母方の祖先が新羅国王の出である神功皇后が、北部九州を根拠にして新羅を攻め滅ぼしたという展開となる。神話であるにせよ、この伝承は日本と朝鮮半島の交流の歴史が背景となつてゐる。

六～七世紀の日朝間の歴史で特筆すべきは、新羅に対する任那・百濟・大和朝廷という構図と、任那・百濟滅亡後の新羅と大和朝廷との交流である。神功皇后伝承の生成には、この新羅との対立状況が踏まえられている。六世紀において、大和朝廷が百濟中心の外交を行つたのに対し、新羅は筑紫の磐井と手を結んだ。八女地方に根拠を置く磐井は、筑・火・豊の国に勢力を広げ、博多湾に面する糟屋を押さえて、新羅と交流した。大和朝廷は磐井を逆賊と見なし、繼体二十一年（五二七）に九州に軍を派遣し、翌年、磐井を征討したことが日本書紀、古事記に次のように記されている。

筑紫国造磐井、陰に叛逆くことを謀り、猶預して年を経。事の成り難きことを恐れ、恒に間隙を伺ふ。新羅、是を知りて、密に貢賂を磐井が所に行りて勧むらく、毛野臣の軍を防遏へよと。……磐井、火・豊、二つの国に掩ひ拠りて使修職らす。……天皇『筑紫の磐井反そむき掩ひて、西の戎ひなの地たもを有おつ。』……（繼体紀二十二年六月）大將軍物部大連鹿火、親から賊あたの帥磐井と筑紫の三井郡に交戦あひふ。旗鼓相望み、埃塵相接げり。……遂に磐井を斬りて、果たして彊場さかひを定む。（繼体紀二十二年一一月）

磐井、天皇の命に従はずて、礼なきこと多くあり。（古事記）

その後、磐井の子葛子は父の罪で誅殺されることを恐れ、糟屋を屯倉として朝廷に献上したといふ。ここにおいて博多湾に面する糟屋の地が朝廷の直轄地となつたのだが、神功皇后が九州の根拠地とした香椎、応神天皇を生んだ宇美が、ともに糟屋郡であることは偶然ではない。要するに、神功皇后による熊曾、北部九州の逆賊、新羅への征討伝承は、磐井などの討伐や新羅との対立の歴史を踏まえ、それを作り変えて生成されたものであつた。<sup>(1)</sup>

## 二 仲哀天皇・神功皇后と景行天皇

記紀において、神功皇后の夫君仲哀天皇は、熊曾征伐のために北部九州に巡行したと記述されている。その面で言えば、仲哀天皇巡行は景行天皇やその皇子のヤマトタケルのそれと重なる部分がある。因みに、系譜的には仲哀天皇はヤマトタケルの御子と位置づけられており、その短命さはヤマトタケルの悲劇性には及ばないものの、父ヤマトタケルの業ごうを受け継いだとも見られる。その熊曾征伐の予定は、神功皇后の神がかりによつて一変した。皇后は神意を感じ、神と一体化して神の言葉を口にする。その言葉はまず、熊曾が服従しないことを憂えずに、それと

は別に、西の国に金銀財宝が沢山あり、その国を寄せようと告げる。それに応じて天皇が琴を弾くが、天皇は神の言葉を信ぜずに、神のタタリを受け、崩御する。古事記、日本書紀で共通する部分が多いが、大きな相違を挙げれば、天皇崩御後の神がかりの場において、書紀ではナカトミノイカツオミ（以下イカツオミとする）が加わっていることなどである。神がかりの際の神の言葉については、別稿に譲り<sup>(2)</sup>、ここでは神がかりとサニハとの関わりのことを取り上げる。

神功皇后紀では、タケシウチが琴を弾き、イカツオミがサニハ役を担つていて、イカツオミは古事記のタケシウチに相当する。サニハは語源的には祭りの場のいう意味合いだが、記紀のサニハは祭りの場で神の言葉を聞き、解き明かす役を指す。古事記と書紀の差異はあるものの、いずれにせよ、神功皇后の神がかりでは、皇后を中心として家臣が協力して神の言葉を聞き、事に当たろうとしたことが語られている。このような神がかりして神の言葉を聞くという設定は、記紀に他にも、例えば崇神紀のヤマトトビモモソヒメなどに見られるが、神功皇后の如き巫女的な女性とサニハのような男性の巫者が協力して行う場合と、巫女的女性や男性の巫者がそれぞれ単独ですべて二つの様式があつたようである<sup>(3)</sup>。そして、そのいずれもが憑靈型シャーマンとして解されている。

このようにして神功皇后は神の託宣を得て、新羅出兵を決行するわけだが、新羅出兵の前に北部九州各地を巡行することになる。前述したように、北部九州や熊曾への征討伝承としては、日本書紀に景行天皇による九州巡回の記述があり、神功皇后紀と近接した地域のことが語られているが、神功皇后紀が最終的には新羅出兵に至るのに対し、景行紀は地域が九州に限定され、朝鮮半島には向かわないという差異も無視は出来ない。ただ、神功皇后の九州巡回を考える際には、景行天皇のそれも視野に入れる必要があることも確かである。

### 三 誅罰される土蜘蛛

記紀の編纂と平行して、各地域毎に作成された肥前風土記などの北部九州関連の風土記も、基本的には日本書紀に近似した大和朝廷側の記述で終始している。その中で朝廷に反逆する逆賊を示すのに、特に九州地域において「土蜘蛛」という語が頻出する。<sup>(4)</sup> 「土蜘蛛」とは逆賊を動物的に見なす差別的名称で、他に、記紀の大和地域などに若干の例が見られるものの、その大半は書紀、風土記の九州地域に集中する。<sup>(5)</sup>

神功皇后紀では、羽白熊鷺の征討の後に、山門で土蜘蛛タブラツヒメを誅したとある。

三月丙申に、やまとのかた 山門縣に至りて、則ち土蜘蛛田油津媛たぶらつひめ を誅つみな ふ。時に、田油津媛が兄夏羽、軍を興して迎まう へ來く。然るに其の妹の誅ころ されたることを聞きて逃げぬ。

ここでの土蜘蛛は女性で、その名はタブラカスなどという語に関連するものだろう。そして、タブラツヒメは兄ナツハと対で土地を支配していた所謂ヒメヒコ制を取っていたと思われるが、タブラツヒメが誅されたので、兄ナツハは逃亡したという。ただ他の例からは土蜘蛛は男女ともおり、名称も様々なものが見られる。次に土蜘蛛の用例を肥前風土記から挙げてみる。

昔者、磯城瑞籬宮御間城天皇の代、肥後國益城郡朝來名峯に、土蜘蛛打猿・頸猿二人あり。徒衆一百八十餘の人を帥さから る、皇帝に拒捍さから ひて、降服まろ ひあ へざりき。朝庭みかど 勅さから して、肥君等おやたけをくみ が祖健緒組や を遣まよ りて、伐う たしめたまひき。ここに、健緒組勅さから を奉りて、悉つみな に誅つみな ひ滅ぼ し、……(肥前風土記總記)

娘子山。郡の東北の方にあり。同じき天皇(景行)行幸しし時、土蜘蛛八十女、又、此の山の頂にあり。常に皇命に憚さが ひて、降服まつろ ひあ へざりき。ここに、兵を遣りて、掩おそ ひ滅ぼ しめたまひき。因りて娘子山といふ。(杵島

(郡)

昔者、此の里に土蜘蛛あり。名を海松檻媛といひき。纏向日代宮御宇天皇、國巡りましし時、陪從大屋田子を遣りて、誅ひ滅ぼさしめたまひき。時に、霞四もを含めて物の色見えざりき。因りて霞の里といひき。今賀周の里と謂ふは訛れるなり。(松浦郡賀周里)

昔者、此の村に土蜘蛛あり。堡を造りて隠り、皇命に従はざりき。日本武尊巡り幸しし時、皆悉に誅ひたまひき。因りて小城郡と号く。(小城郡)

肥前風土記総記の例は、崇神天皇の代に、肥後国益城郡にウチサル、クビサルという土蜘蛛があり、朝廷に服従しなかつたので、朝廷から派遣された肥君の祖タケヲクミによつて滅ぼされたとある。ここでは、サルという動物的名称を持ち、反逆する男の土蜘蛛の例である。因みに、日本書紀景行天皇条で、碩田国直入県への行幸の際に次のような記述が見える。

速見邑に到りたまふ。女人有り。速津媛と曰ふ。一處の長たり。其れ天皇車駕すと聞りて、自ら迎へ奉りて諮詢して言さく、「茲の山に大きなる石窟有り。鼠の石窟と曰ふ。二の土蜘蛛有り。其の石窟に住む。一をば青と曰ふ。二をば白と曰ふ。又直入縣の禰疑野に、三の土蜘蛛有り。一をば打猿と曰ふ。二をば八田と曰ふ。三をば国摩侶と曰ふ。是の五人は、並に其の為人強力くして、亦衆類多し。皆曰はく、『皇命に従はじ』といふ。……」

(景行紀十二年十月)

右とほぼ同様の記事の豊後風土記直入郡においても、ウチサルという名の土蜘蛛が登場するので、ウチサルは土蜘蛛の一般名詞的な呼称が固有名詞化したものと考えられる。

右の肥前風土記杵島郡娘子山の場合は、景行天皇の代に、土蜘蛛ヤソヲミナが天皇の命令に逆らつたために滅亡

させられている。名前のヤソは多く、大きい意、ヲミナは女性を指すから、かなり一般名詞的で、後述するような神武記の賊にヤソタケルなどとあるのと近い。松浦郡賀周里の土蜘蛛ミルカシヒメは、景行天皇の代で、特に抵抗したということではなく、派遣された従者によつて殺害されている。その名ミルカシヒメは文字表記から海人族とする説もあるが、当て字の可能性もあるので、何とも言えない。小城郡の例は、土蜘蛛の名はなく、「をき（磐）」を作つて抵抗し誅されたが、その「をき」が地名起源となつたといふ。小城郡の例では次のようにある。

（景行天皇が）<sup>かみしきのあたへ</sup>神代直に勒せてこの村に遣りたまふ。土蜘蛛あり。名を浮穴沫媛と曰ふ。皇命に捍へて甚く礼なし。すなはち誅しき。因りて浮穴の郷と曰ふ。

土蜘蛛のウキアナワヒメは土地の豪族の女酋と思われるが、無礼であつたので皇命によつて殺された、それが浮穴郷の地名の由来だといふ。これなどは、土蜘蛛の名が土地の名と一体になつてゐる場合である。土蜘蛛の名前の由来にはそれぞれの理由があつたようだが、一方で殺されない事例も見られる。

#### 四 宗教的土蜘蛛

昔者、纏向日代宮御宇天皇、行幸しし時、此の里に土蜘蛛三人ありき。兄の名は大白、次の名は中白、弟の名は少白なり。此の人等、堡を造りて隠り居て、降服ひ肯へざりき。その時、陪從紀直等が祖禪日子を遣りて、誅ひ滅さしめたまはむとしき。ここに、大白等三人、但、叩頭て、己が罪過を陳べ共に更正きむことを乞ひき。因りて、能美の郷といふ。（藤津郡能美郷）

この藤津郡能美郷の土蜘蛛オホシロ、ナカシロ、ヲシロ三人は、殺されそうになつた時、「のみて（頭をこすりつ

けて」罪を認め、命乞いをしたので、能美の地名になつたという。そして、この土蜘蛛一族がシロの名を負つていることにも注意したい。

一方、そのきはもき彼杵郡速来村では次のように記されている。景行天皇の代に、捕らえられた土蜘蛛の中にいた速来の地名を負つたハヤキツヒメが、弟のタケツミツマが美しい玉を秘蔵していると告げたので、その弟を捕らえたところ、弟は白珠を含めた二色の玉を献上した。更に、別にノヤナという土蜘蛛も美しい玉を隠し持つていて、ノヤナも捕らえ玉を献上させた。そこで、天皇が「具足玉の国」と言われたのが訛つて彼杵郡の名がついたという。同様の地名起源の話でも、玉を献上するという服属儀礼が背景に考えられる。玉は魂と通ずるから、これらは魂を自在に扱える能力を持つた宗教的土蜘蛛だといえる。

次に佐嘉郡の例を見てみる。

此の川上(佐嘉川)に荒ぶる神ありて、往来の人、半なかばを生かし半なかばを殺しき。ここに、縣主等の祖大荒田占問ひき。時に、土蜘蛛大山田女・狹山田女といふものあり。二ふたりの女子の云ひしく、「下田の村の土を取りて、人形・馬形を作りて、此の神を祭祀まつらば、必ず応和やはらぎなむ」といひき。大荒田、即ち其の辞の隨まにまに此の神を祭るに、神此の祭りを缺けて、遂に応和やはらぎき。ここに、大荒田いひしく、「此の婦をみなは、如是實まことニ賢さかしめ女なり。故、賢さかしめ女を以ちて、國の名をせむと欲おもふ」といひき。因りて賢さかしめ女の郡といひき。今佐嘉郡と謂ふは訛よこなまれるなり。(佐嘉郡)

佐嘉川の川上に行路妨害のタタリ神がいて、県主等の祖オホアラタが占いによつて神意を問うた時、土蜘蛛オホヤマダメ・サヤママダメが神の祭り方を指示し、その通りにしたらタタリ神が和んだ。そこで、オホアラキタがその二人の女土蜘蛛を「さかし女」と称し、それを國の名として「さかしめの郡」といつたのが訛つて佐嘉郡となつたという、これも最終的には地名起源となる。「さかしめ」の語は、別に神代記に記されたヤチホコノ神の神語の歌謡

中に

さかし女めとありと聞こさば くはし女めとありと聞こさば

などとあり、巫女め的女性を指すと説かれている。<sup>(7)</sup>佐嘉郡の「さかし女」がタタリ神の祭り方を知っているということは、神意を自在に聞く能力を持つ宗教的女土蜘蛛であることを示しており、その点では神功皇后に近い。

次に肥前風土記値嘉郷には次のようにある。

昔者、同じき天皇（景行）、巡り幸しし時、志式嶋の行宮に在して、西の海を御覧すに、海の中に嶋あり。烟氣多に覆へりき。陪從、阿曇連百足に勒せて察しめたまひき。爰に、八十餘りあり。就中の二つの嶋には嶋別に人あり。第一の嶋は名は小近、土蜘蛛大耳居み、第二の嶋は名は大近、土蜘蛛垂耳居めり。自餘の嶋は並びに人あらざりき。ここに、百足、大耳等を獲りて奏聞しき。天皇 勅して誅ひ殺さしめむとしたまひき。時に、大耳等叩頭て陳聞ししく、「大耳等が罪は、實に極刑に当れり。萬たび戮殺さるとも、罪を塞ぐに足らじ。若し、恩情を降したまひて、再生またいくることを得ば、御贊みにへを造り奉りて、恒に御膳みけに貢たてまつらむ」とまをして、即て、木の皮を取りて、長蛇あはび・鞭蛇むち・短蛇たん・陰蛇はり・羽割蛇はり等の様たまを作りて、御所に献りき。ここに、天皇、恩を垂れて赦し放りたまひき。（値嘉郷）

小近嶋にオホミミ、大近嶋にタリミミと称する土蜘蛛がおり、殺されそうになつた時に、命乞いを行い、贊の獻上を約束したとある。この話の内容のみで言えば、前掲の速来に見られた单に服従した土蜘蛛と変わりないようだが、その名にミミ（耳）を有するという特徴を示している。土蜘蛛の名に耳を用いたものとしてミミタリという名が景行天皇紀の条に見える。

九月甲子朔戊辰に周芳の姿靡に到ります。（中略）爰に女人有り、神夏機媛かむなつそひめと曰ふ。其の徒衆甚多にして、一国

の魁帥ひとしののかみなり。（中略）「願はくは兵をな下したまひそ。我が属類、必ず違そむきたてまつる者有らじ。今し帰徳まつるひなむ。唯し残賊者有り。一を鼻垂はなたりと曰ひ、妄みだりに名号なを仮かり、山谷に響とよみ聚あつまり、菟狹うきの川上に屯いは結めり。二を耳垂みみたりと曰ひ残賊貪婪たんらんにして、屢しばしば人民かすを略かすむ。是御木これみきの川上に居り。（景行紀十二年）

ここでのミミタリなどの土蜘蛛は、残虐な逆賊として語られているが、ただ、ミミ（耳）という名を持つのは土蜘蛛に限ってはいない。アメノオシホミミ、フテミミ（神代記）、カミヌナカハミミ、タギシミミ（神武記）などが挙げられるが、アメノオシホミミはアマテラスの子に相当する天つ神、カミヌナカハミミは二代目の天皇の本名であるのに対し、タギシミミはカミヌナカハミミの兄でありながら、反乱を起こした逆賊とされている。要するに、ミミ（耳）の名は天つ神、朝廷側と逆賊側双方に用いられた呼称であることが判明する。では、ミミ（耳）の名を持つことの意味合いは何かを考える際に参考になるのが、聖徳太子の別名である。推古紀元年四月条によれば、聖徳太子の別名はウマヤドノトヨトミミ（厩戸豊聰耳）とされ、その名の由来は次のようだという。

生まれながらに能く言ひ、聖智有り。一に十人の訴を聞き失あやまたず、能く弁わきまへたまひ、兼ねて未然を知しろしめす。

ここでは、聖徳太子が正に耳が豊かだったからそれに基づいた別名が付けられたという。そこでミミ（耳）に関連して「聞く」という名を持つ例を挙げてみる。常陸風土記香島郡の記事によれば、大中臣のカムキキカツノ命が神の託宣の意味と神名を説き明かしたという。

美麻貴天皇（崇神）のみ世に、大坂山の頂に白細の大御服服おほみそきまして、白梓の御杖取りまし、識し賜なまへる命は、「我がみ前を治めまつらば、汝が聞こし看めす食す国を、大国小国、事依ことよさし給はむ」と識し賜ひき。時に、八十の伴緒とものをを追集めしつどへ、この事を挙げて訪問とひたまひき。ここに、大中臣神聞勝命、答曰こたへけらく、「大八嶋国は、汝が知めし食めさむ國と、事向け賜めひて、香島國に坐す天津大御神の拳教さしましし事ぞ」とまをしき。（常陸風土

## 記香島郡)

このカムキキカツという名は、神の意志を聞いて理解し、それを言葉として発することを表しており、役割としては、前述の肥前国佐嘉郡のオホヤマダメ・サヤマダメやサニハに相当する。<sup>(8)</sup>

ここで、ミミ、キクの名を持つ者についてまとめると、朝廷側、反逆者側のいずれにも通じ、神意を聞く能力の持ち主で、土蜘蛛の中にもそのような宗教的能力を有する者がいたということになる。従つて、ミミという名に限らず、玉を献上したり、「さかし女」として神意を判断するなど、宗教的能力を身につけた土蜘蛛が存在していたことが確認された。

## 五 九州と大和

前述したように、土蜘蛛の出現を語るのは九州地域が圧倒的に多いが、それに次いで例が見られるのは大和地域である。その面で、九州と大和は地域的に隔たつてはいるものの、通じる点を見出すことが出来る。その大和での「土蜘蛛」の出現は、神武記（紀）の神武大和入りの際のこととして語られている。

忍坂の大室に到りし時に、尾生ひたる土雲の八十建、其の室に在りて、待ちいなる。故爾くして、天つ神御子の命を以て、饗を八十建に賜ひき。是に、八十建に宛てて、八十膳夫を設けて、人毎に刀を佩けて、其の膳夫等に誨へて曰ひしく、「歌ふを聞かば、一時共に斬れ」といひき。故、其の土雲を打たむことを明せる歌に曰は

く、  
忍坂の 大室屋に 人多に 来入り居り 人多に 入り居りとも……（神武記）

己未の春二月の壬辰朔の辛亥に、諸将に命せて士卒を練ふ。是の時に、層富県の波哆の丘岬に新城戸畠といふ者有り。又和珥の坂本に居勢祝といふ者有り。贊見の長柄の丘岬に猪祝といふ者有り。此の三處の土蜘蛛、並びに其の勇力を恃み、肯へて来庭す。天皇、乃ち偏師を分遣し皆誅さしめたまふ。又高尾張邑に土蜘蛛有り。其の為人、身短くして手足長く、侏儒と相類へり。皇軍、葛の網を結ひて掩襲ひ殺す。因りて号を改め其の邑を葛城と曰ふ。（神武紀）

神武記ではヤソタケル、神武紀ではニヒキトベ、コセノハフリ、ヰノハフリという土蜘蛛がいて帰順しなかつたとか、高尾張邑（葛城地域）の土蜘蛛を襲い殺したという。ここに土蜘蛛の名にあるハフリは、神祭りをする今の神主に相当し、ここにも土蜘蛛の宗教性が垣間見られる。

他に、神功皇后関連記事から、九州と大和における共通項を探ることも出来る。

秋九月庚午朔己卯に、諸国に令して、船舶を集めて兵甲を練らふ。時に軍卒集ひ難し。皇后の曰はく、「必ず神のみならむ」とのたまひて、則ち大三輪社を立てて、刀矛を奉りたまふ。軍衆自づからに聚る。（神功皇后 摂政前紀）

右の神功皇后紀によれば、諸国に命じて軍船や軍隊を集めようとしたが、集まらなかつたので、必ず神の御心だろうということで、大三輪社を建てて刀矛を奉つたところ、軍勢が集まつたとある。そして、この話は筑前風土記逸文によると別に伝える。

氣長足姫尊、新羅を伐たむと欲して、軍士を整理へて發行たしし間に、道中に遁げ亡せき。其の由を占へ求ぐに、則ち祟る神あり、名を大三輪の神と曰ふ。所以に此の神の社を樹てて、遂に新羅を平けたまひき。

神功皇后が軍勢を整えて出発した時に途中で軍勢が逃亡したので、その理由を占つたところ、タタリ神の大三輪

の神によるものであつたので、神の社を建てて祭り、新羅を討つことが出来たという。ここで大三輪の神がタタリ神とされていることが注目される。周知のように、この大三輪の神は大和にも祭られており、崇神記（紀）によると次のようにある。崇神天皇の代に疫病が流行し、人民が絶えようとする時、天皇の夢に三輪のオホモノヌシが現れ、オホタタネコという者を探して、自分を祭らせれば国が平穏になるとのお告げがあつたので、その通りにすると疫病が収まつたという。このように、大和の大三輪の神もタタリ神として知られていた。

因みに、大和の大三輪の神はオホモノヌシとするのが一般的だが、神代紀には、怪しく照り光つて海からやつて来る者に対して、オホナムチが誰かと問うと、「吾は汝の幸魂・奇魂なり。（中略）吾は日本國の三諸山に住むらむと欲ふ」と言い、宮を作つてそこに留まつた、是が大三輪の神で、その子孫が大三輪君などであるとされるので、神話的にはオホモノヌシとオホナムチは同体と見なされていた。従つて、大己貴神社と称する福岡県三輪町にある神社と大和の大三輪神社は同一神を祭る神社と考えられ、ともにタタリ神を祭つてゐたということになる。これも、九州と大和のつながりを示す事例である。

## 六 羽白熊鷲

そこで改めて、神功皇后紀で筑紫国夜須郡の逆賊とされた「羽白熊鷲」の記事を見てみる。<sup>(9)</sup>

且<sup>のとりたのふれ</sup>荷持田村に羽白熊鷲といふ者有り。其の為人、強く健し。亦身に翼有りて能く飛びて高く翔る。是を以て、  
皇命に従はず、毎に人民を略盗む。戌子に、皇后、熊鷲を擊たむと欲して、檣日宮より松峠宮に遷りたまふ。  
時に、飄風忽に起りて、御笠墮<sup>なげ</sup>風されぬ。故、時人、其の處を号けて御笠といふ。辛卯に層<sup>そそき</sup>増岐野に至りて、

即ち兵を挙りて羽白熊鷺を撃ちて滅しつ。左右に謂りて曰はく、「熊鷺を取り得つ。我が心則ち安し」とのたまふ。故、其の處を号して安と曰ふ。

「羽白熊鷺」は、まずその名称から「土蜘蛛」と通じて動物的であることが挙げられる。ただ、土蜘蛛が前述したように、逆賊の一般的呼称であるのに対し、羽白熊鷺は他の土蜘蛛にも例を見ない個別性を持つている点で特異である。「羽白」の羽に関することは後述するとして、「白」は神聖な色としてイメージされていた。例えば、古事記のヤマトタケルの伝承中に、山の神として「白鹿」「白猪」が出現する。

(ヤマトタケルが足柄の坂に至つて)御糧を食む処に、其の坂の神、白き鹿と化りて来立ちき。爾くして、即ち其の昨ひ遺せる蒜の片端を以て、待ち打ちしかば、其の目に中てて、乃ち打ち殺しき。(景行記)

(ヤマトタケルは)伊服岐能山の神を取りに幸行しき。是に、詔はく、「この山の神は、徒手に直に取らむ」とのりたまひて、其の山に騰りし時に、白き猪、山の辺に逢ひき。其の大きさ、牛の如し。爾くして、言挙為て詔はく、「是の白き猪に化れるは、其の神の使者ぞ。今殺さずとも、還らむ時に殺さむ」とのりたまひて、騰り坐しき。是に、大氷雨を零して、倭建命を打ち或はしき。(此の白き猪と化れるは、其の神の使者に非ずして、其の神の正身に当たれり。言挙げせしに因りて惑はさえしそ。)(景行記)

前者の白鹿はヤマトタケルによつて退治されるが、後者の白猪はヤマトタケルが山の神の使者として軽く扱つたので、山の神が怒つてヤマトタケルを惑わしたという。他にもヤマトタケルの死後魂が白鳥となつて飛び去つたとか、言葉の障害があつた垂仁天皇の皇子ホムチワケが白いクグヒという鳥によつて魂が入つて口が利けたなど、白い鳥は魂を運ぶものとして特殊視されていた。従つて、「羽白熊鷺」の「白」も魂に関わるなどの特別な色であつたと考えられる。

「熊鷲」の「熊」はクマソなどのクマを連想させる。クマソのクマは熊、隅などと説かれているが、「熊樺」「熊笹」などのような大きいことを示すクマとも見なされる。「鷲」は古代日本の文献にはあまり例を見ないが、西洋の双頭の鷲、沖縄のカンムリワシなどのように権力の象徴と受け取れる。それとともに、逆賊が鳥の形象化である点においても特徴的である。この鳥の形象について、鳥装の司祭者という見解もあり得るが、それを含めて、靈魂を鳥のように異界に飛ばすシャーマンの一體と考えることも可能である。シャーマンとは原初的な宗教実践者で、世界的な広がりを持つが、例えば、エスキモー（最近はイヌイットと称する）<sup>(10)</sup>のシャーマンを描いた絵に、鳥獸の精靈の力を借りて、他界に飛翔する様子が見られる。<sup>(11)</sup>前掲の神功皇后紀に、「羽白熊鷲」が「身に翼有りて、能く飛びて高く翔る。」と描写されているのは、シャーマン的な飛翔を想起させる。

周知の如く、シャーマンは二種類に分類され、その一つが自らの魂を他界、或いは異界に飛翔させる脱魂型と言われるタイプ、もう一つは神靈がシャーマンに取り憑く憑靈型と呼ばれるタイプがあるとされる。前述したように、神功皇后が神がかりして神と言葉を交換する能力を身に付けていたことは後者の憑靈型に相当する。タイプが異なるとは言え、「羽白熊鷲」と神功皇后はシャーマンという共通項で括れるだろう。要するに、神功皇后と羽白熊鷲との戦いは、シャーマン的能力の争いで、前者がその能力に勝っていたと語られたに過ぎない。

### 結 第一、第三段階の神功皇后伝承生成へ

第一段階の神功皇后伝承は、大和朝廷側の語りであつたが、逆賊とされた側の語りが土地においてはなされていく。それは逆賊として非業の死を遂げた者への鎮魂の語りである。それを「羽白熊鷲」に関して言えば、第二段階

を越えて、第三段階の伝承生成過程において明確に現れてくるのである。現在福岡県夜須町一帯で語られている話は第三段階に相当し、江戸時代中期に記述された『筑前国続風土記』の記事などに基づいている。

砥上神社　社家の云伝へには、神功皇后新羅を討給はんとて、先諸国の軍衆を此所まで招寄玉ひ、中やど也との玉ひし故、仲ツ屋と号す。さて軍衆に命し、此所にして各兵器をときみがかせ玉ふ。故に砥上と号すとかや。かかる遺跡なればとて、後世に至りて、神功皇后を祝ひ祭り奉るとなん。

栗田八幡宮　むかし神功皇后、羽白熊鷺と云強敵を討んとて、此所を経過し給ひし地なれば、かく此所に祝ひ祭り侍るにや。（中略）山上に岩戸あり。神功皇后を祠り奉りし所といへとも、今は御廟なし。これを上宮と云。

目配山　里人の説に、此石に神功皇后坐し玉ひ、四方を見そなはし玉ひし故、目配山と号す。

松尾　日本紀皇后紀に、皇后鷺熊<sup>(マヤ)</sup>を擊んと欲して、檣日<sup>(マハ)</sup>の宮より松峠宮に遷玉ふ事あり。栗田は則神功皇后留り給ひし地なれば、日本紀に松峠宮にうつり玉ふとあるは、もし此地にても有へきか。

『筑前続風土記』（元禄十六年一七〇三に成る）の筆者貝原益軒は土地の伝えを記述しているが、右の砥上神社の神功皇后伝承にあるように、記紀の記述に照らして、後世のものであることを見抜いている。本稿の用語で言えば、それらは第二、第三の神功皇后伝承と言つてよい。ただ、今日において、その第二、第三段階の神功皇后伝承を第一段階と区別なく土地の伝承として扱つていい向きがあるのは遺憾なことである。各段階の区分けを認識しつつ、地域の伝承を理解することが肝要である。そこにおいてはじめて地域の伝承を問う意味を見出すことが出来る。今まで取り上げてきた「土蜘蛛」や「羽白熊鷺」などは、記紀・風土記においては、朝廷に対する逆賊として扱われてきた。しかし、各地域においてはそれらは別の見方をされて語り続けられる。そのことは、今日においても、

古代に逆賊の汚名を着せられてこの世を去つた「土蜘蛛」や「羽白熊鷺」への鎮魂としての意味合いがあるだろう。

## 注

- (1) この辺りのことは、別稿でも述べた（「海を越えた皇后—神功皇后と筑紫・新羅」）『福岡女学院大学紀要』一五号 二〇〇五年二月）。
- (2) 神功皇后の神がかりの神名については別稿で論じた（「託宣考」）『古代文学』四四号 二〇〇五年三月）。
- (3) 宣神—コトシロヌシ考—『古代文学』四四号 二〇〇五年三月）。
- (4) この辺りのことは、別稿でも述べた（「託宣のことば—神の名告り・文字」）『国文学 解釈と教材の研究』二〇〇〇年一月）。
- (5) 九州風土記に土蜘蛛征討伝承が頻出することについて、長洋一は、対隼人支配をにらんで大和朝廷の権威づけを企図したものと指摘する（「万葉集と風土記の世界」）『古代の日本3 九州』）。その面で言えば、対熊曾とした方が適切であろう。熊曾と隼人は、地域的な差異というよりも、前者が景行天皇、神功皇后の代に集中し、後者が神代記（紀）、履仲記（紀）、天武紀、持統紀などに見られるという年代的差異と考えた方がよい。
- (6) 土蜘蛛の例が他に見られるのは常陸風土記であるが、そこでは土蜘蛛を国柄、佐伯とも称しており、九州風土記、神武記（紀）の大和地域とはやや異なっている。別に、記紀においては、賊を「荒ぶる神」と呼称する例が神代、神武天皇、景行天皇の条などに見られるが、それらは「国の荒ぶる神」「東西の荒ぶる神」などと地域を特定せずに用いられている。それに対し、「土蜘蛛」は地域がある程度限定されているという特徴が指摘できる。
- (7) 坂本 勝「土蜘蛛」（『古代文学講座6 人々のざわめき』一九九六年十二月 勉誠社）。
- (8) 阿部寛子「大国主の婚」（『調布日本文化』二号 一九九二年三月）。
- (9) 「聞く」「耳」に関しては、古橋信孝（「聞く」）『古代語を読む』一九八八年一月 桜楓社）、津田博幸（「史書とシャーマン」）『シャーマニズムの文化学』二〇〇一年七月 森話社）が論じている。
- (10) 本稿は、第一九回国民文化祭・ふくおか二〇〇四の一連の行事、福岡県夜須町での地域文化セミナーのシンポジウム「神功皇后

と羽白熊鷺」における講演を基にしている。本稿で羽白熊鷺を取り上げるのは、そのような事情からである。

(10) 福岡県夜須町教育委員会の佐藤正義は、奈良県田原本町清水風遺跡出土の絵画土器の文様から、羽白熊鷺を鳥装の司祭者と捉えている（注（9）のシンポジウムの資料一三、二八ページ）。左図1参照。

(11) 佐々木宏幹『憑靈とシャーマン』（一九八三年九月 東京大学出版 一ページ）の左図2と左記の説明による。

図1

鳥装の司祭者（絵画土器・清水風  
遺跡）

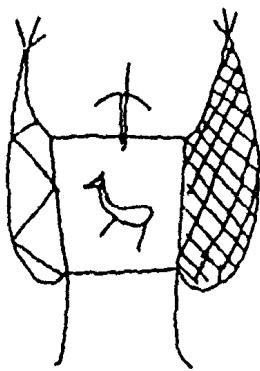


図2

#### ▼憑靈と他界飛翔

いくつもの世界を自由自在に飛翔できることは、脱魂型シャーマンの特権である。

シャーマンは、そうした特殊能力をイニシエーションのときに獲得する。シャーマンは鳥や動物の精靈を守護靈または補助靈として駆使する。

この図はエスキモー・シャーマンが鳥獸の精靈の力を借りて（自らに憑依させて）、他界に飛翔するさまを示している。精靈はエンジンの役割を果たしている。

